

監査公表第19号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年11月19日

新城市監査委員 近 藤 隆
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査結果の措置対象

上下水道部
経営課、整備課

監査結果報告年月日

令和元年7月23日

監査結果に対する措置通知年月日

令和元年10月24日

講じた措置等の内容

【経営課】

《意見》

公有財産の管理について、公有財産に関する調書（土地）と決算附属明細書の土地明細書で整合が図られるよう管理されたい。

《措置内容》

固定資産台帳等と照合を行い、整合のとれた調書を作成し、適正な管理に努めてまいります。

【整備課】

《指摘事項》

災害による復旧作業や一次対応の費用について、水道施設維持管理業務委託料で支払いをしているが、検収から支払いまでに時間を要した事案が見られた。水道施設維持管理業務委託契約書には、緊急事態の復旧作業及び緊急時の一次対応の経費について、本業務とは別に担当職員と協議の上、精算するものと明記されている。緊急対応等を要した場合、速やかに協議の上、支払遅延を起こさないよう処理されたい。

《是正措置内容》

緊急時の一次対応については、報告書の提出後、遅滞なく請求書の提出を行うよう事務改善を行います。

《意見》

工事の完了時期が年度末に集中する傾向にある。工期を平準化することにより、検査、検収が年度末に重ならないよう、工期設定を検討されたい。

《措置内容》

工事の完了時期につきましては、他工事との関連が有り年度未完了となる工事も有りますが、単独発注工事につきましてはできるだけ早期発注を心懸けます。